

意見募集案件	<p>地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について</p> <p>【仮称】北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>【仮称】北広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>
担当課	<p>保健福祉部高齢者支援課</p> <p>電話 011-372-3311 内 818</p>

意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	<p>市役所高齢者支援課及び各出張所</p> <p>北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、</p> <p>大曲ふれあい学習センター(夢プラザ)</p> <p>市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)</p>
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部高齢者支援課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-7791</p> <p>電子メールアドレス: kourei@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	<p>市ホームページにて平成 26 年 12 月頃公表予定</p> <p>検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。</p>
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>平成25年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が交付されたことに伴い、介護保険法の一部の改正が行われました。</p> <p>これにより、厚生労働省が一律で定めていた介護予防支援事業に係る基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>地域包括支援センターおよび介護予防支援事業所等の人員および運営等に関する最低基準を定めるものです。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>介護保険法</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準</p>

	<p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 本条例の施行後は、市内で対象事業を行うすべての事業者が遵守すべきものとなります。</p>
対象となる政策等の原案	別添資料のとおり。
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 26 年第 4 回定例会に提出し、平成 27 年 4 月 1 日施行予定